

令和8年度 安全声かけ運動 埼玉

実施要領



主唱者 建設業労働災害防止協会埼玉県支部・各分会

協賛 埼玉労働局

1 運動の趣旨

建災防埼玉県支部においては、令和8年度より新たに「安全声かけ運動 埼玉」を推進することと致しました。

本運動では、作業所内で積極的に声を掛け合い、作業員同士が円滑なコミュニケーションをとりやすい環境を形成し、安全に関する一声により安全意識の向上と作業所全体のヒューマンエラーを排除することで労働災害防止を目指します。

本年度においては「声をかける」ことの重要性を理解し、声かけによって作業員同士がお互いを守り合える職場づくりを推進し、県内建設事業場において「安全声かけ運動 埼玉」を積極的に展開いたします。

2 期 間

実施期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

強調月間：令和8年9月1日～令和8年9月30日

3 主 唱 者

建設業労働災害防止協会埼玉県支部・各分会

4 協 賛

埼玉労働局

5 実 施 者

各事業場（事業場とは県内業者にあつては会社全体を、県外業者にあつては支店又は営業所単位をいい、作業所を含む）

6 主唱者の実施事項

I 実施事項

- (1) 建設事業場に対し、実施要領、懸垂幕、運動ポスター等により、運動の周知を図る。
- (2) 賛同事業場の取りまとめを行い、支部ホームページへ掲載する。
- (3) 支部・分会において実施する研修会等を通じて運動の周知を図る。
- (4) 報道機関、支部広報紙等を通じて広報活動を行う。
- (5) 県下一斉パトロール並びに支部安全指導者パトロール等において、運動の実施・定着状況を確認する。
- (6) 運動の実施状況を把握し、結果を取りまとめる。

II 強調月間における実施事項

- (1) 埼玉県建設業労働災害防止大会において、運動の周知徹底を図る。
- (2) 運動の推進状況を把握し、定着を図る。

7 賛同事業場の実施事項

I 事業場の実施事項

- (1) 賛同事業者は、運動実施責任者を選任し「賛同書」を所属分会へ提出する。
- (2) 運動実施責任者の実施事項
 - ・ 事業場並びに作業所において、運動実施の周知を行う。
 - ・ 作業所における、運動の実施状況を確認する。

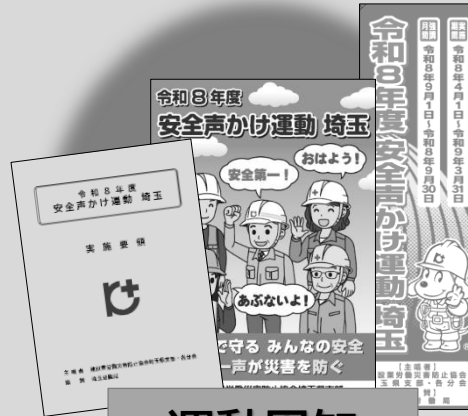
II 作業所の実施事項

- (1) 懸垂幕を掲示する。
- (2) 運動ポスター・リーフレットを朝礼広場、作業員休憩所等に掲示し、運動の周知を図る。
- (3) 作業所において、運動内容を意識し、作業員同士の声かけを積極的に行う。

8 運動実施方法

支部・分会

支部・分会は建設事業場に対し、実施要領・懸垂幕・運動ポスター等にて運動の周知を図る。また、賛同いただいた事業場を支部ホームページに掲載する。



運動周知



HP掲載

事業場

事業場は運動責任者を選任し、賛同書により参加を表明する。運動推進責任者は事業場並びに作業所に懸垂幕や運動ポスターを掲示し、運動の周知を図る。



賛同表明



運動周知

作業所

作業所は、懸垂幕や運動ポスター・リーフレット等を活用し、運動の周知を図るとともに、作業員同士で声をかけあい、積極的に運動を実施する。



運動周知



声かけ運動実施

本運動の実施要領ならびに、各様式は建災防埼玉県支部ホームページ（<https://www.kensaibou-s.com>）または、右記のQRコードよりご覧になれます。

